

公告

次のとおり企画提案公募に付します。

令和 7 年 11 月 28 日

長野県木曽養護学校長 神山 明彦

1 企画提案公募に付する事項

(1) 業務名

長野県木曽支援学校給食等調理業務委託

(2) 業務内容

長野県特別支援学校給食等調理業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書のとおりです。

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県木曽支援学校

2 企画提案公募に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号。）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が A に格付されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 学校、福祉施設又は医療施設で 1 日 3 回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できること。
- (8) 緊急時に対応できる体制が整備されている者であること。
- (9) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (10) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があつた者でないこと。

3 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

実施要領のとおりです。

(2) 評価基準

実施要領のとおりです。

4 説明会の開催

この企画提案公募に参加しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 令和7年12月12日(金) 14時

(2) 場所 長野県木曽養護学校

(3) 説明会への出席申込み

説明会出席希望者は、実施要領に定める方法により令和7年12月11日(木) 14時までに、長野県教育委員会事務局特別支援教育課へ申し込んでください。

5 参加申込書及び企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下 692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026 (235) 7432

6 参加申込書及び企画提案等の提出期限及び方法

(1) 提出期限 令和8年1月6日(火) 15時

(2) 提出方法 郵送又は持参による

7 その他

(1) この企画提案公募に付する業務に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県木曽養護学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、実施要領及び仕様書によります。

特別支援教育課